

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）に係る各事業所長、指導看護師及び特定の者対象研修受講の介護職員等の皆様へ

○ 現在、国の「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱（実地研修実施要領を含む）（特定の者対象）」に基づいて、介護職員等向けに京都府研修が実施されているところです。

○ この研修は、京都府研修（基本研修（講義））＋試験とシミュレーター演習、御利用者さんの居宅等で行う現場演習と実地研修で構成されており、京都府と府から委託されたNPO法人医療的ケアネットで実施しています。

【研修概要】

京都府が全4回にわたって開催し、基本研修を修了し、試験に合格した介護職員等はシミュレーター演習を行い、その後、御利用者さんの居宅を基本として、現場演習＋実地研修を指導看護師等の指導の下に、実習（平成24年3月末までを目途）を行っていただくこととなります。

【指導看護師等】

京都府の指導者養成事業（23.12.26講習及び指導者マニュアル&DVDによる自己学習）を修了した医師、看護師、保健師又は助産師が「指導看護師等」となり、介護職員等を指導できます。

【実地研修】

実地研修は、国の研修実施要綱及び実地研修実施要領（抜粋）に基づき

・指導看護師等の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について、実習を行うことについて、御利用者さん、御家族に対し、実習を行うことについて、書面により同意をしていること。

・指導看護師等が医師以外の場合、利用者のかかりつけ医等の医師から指導看護師等に対し、書面による必要な指示があること。

・実地研修に当たっては家族、御利用者さんのかかりつけ医等の医師、指導看護師等、介護職員等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。などが定められています。

《ワムネット京都府センター掲載》

○基本研修（現場演習）・実地研修の留意事項等：平成24年2月9日付け掲載

○実地研修に関する指示書に係るお知らせ：平成24年2月20日付け掲載

※介護職員等に対し、現場演習と実地研修を指導いただく指導看護師等の役割等は重要です。

○ 現場演習＋実地研修等の指導に当たる指導看護師等は、既に各事業所から、京都府研修（基本研修）の受講申込みの際に、介護職員等を指導できる指導看護師等の法人名、事業所名、氏名を報告いただいております。

基本的に各事業所が報告された指導看護師等が、介護職員等を指導していきます。

◎ しかしながら、自事業所で指導看護師等が準備できない場合において

① 事業所が他法人や他の事業所の指導看護師等への協力を求めて準備する

② NPO法人医療的ケアネットへ指導看護師の派遣を依頼し、同法人が指導看護師を派遣・調整する 2つの方法があります。

なお、上記①、②においては、介護職員等1人を指導する指導看護師等に対し、10,000円の謝金がNPO法人医療的ケアネットから支払われます。

※同一法人内の介護職員に対して行う研修について、謝金は発生しません。

○ 実地研修を修了した介護職員等は、「認定特定行為業務従事者」として、各事業所を通じて、「認定証」交付のための申請を行っていただきます。

※「認定証」の交付事務の詳細については、後日ワムネット京都府センターに掲載予定。